

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年3月7日	
【会社名】	株式会社エージーピー	
【英訳名】	AGP CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 杉田 武久	
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港一丁目7番1号	
【電話番号】	03-3747-1631	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 竹山 哲也	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港一丁目7番1号	
【電話番号】	03 - 3747 - 1631	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 竹山 哲也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	490,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2025年3月7日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	400,000株	490,400,000	245,200,000
一般募集			
計(総発行株式)	400,000株	490,400,000	245,200,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,226	613	100株	2025年3月24日(月)		2025年3月24日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。  
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社及び割当予定先との間で「株式総数引受契約」を締結しない場合は、本第三者割当は行われません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エージーピー 総務部	東京都大田区羽田空港一丁目7番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 蒲田支店	東京都大田区蒲田5丁目17番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
490,400,000	450,000	489,950,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本新株発行による手取金の使途であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用であり、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額489,950,000円については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 土屋 正裕
資本金	510億円
事業の内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスター・トラストに関する業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラストグループ株式会社 33.3% 株式会社みずほフィナンシャルグループ 27.0% 株式会社りそな銀行 16.7%

##### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2025年3月7日現在のものです。

#### 株式給付信託(J-ESOP及びJ-ESOP-RS)の内容

当社は、みずほ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者)とするJ-ESOP及びJ-ESOP-RSに係る信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定された信託を「本信託」といいます。)を締結しています。割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、本信託契約に基づいて設定された信託口です。

#### (1) 概要

本信託はJ-ESOP制度及びJ-ESOP-RS制度(以下、併せて「本制度」といいます。)に関して設定されている信託であり、本制度は、予め当社が定めた株式給付規則に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する制度(以下「本制度」といいます。)です。

当社は、従業員の処遇と当社の株価や業績との連動性をより高めることで従業員エンゲージメントの強化を目的として、2023年度から現在に至るまでJ-ESOP制度を導入しており、2024年度にJ-ESOP制度に加えて、J-ESOP-RS制度を導入しております。

当社は、株式給付規則に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、本信託に金銭を追加拠出します。本信託は、株式給付規則に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。第三者割当については、株式会社日本カストディ銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

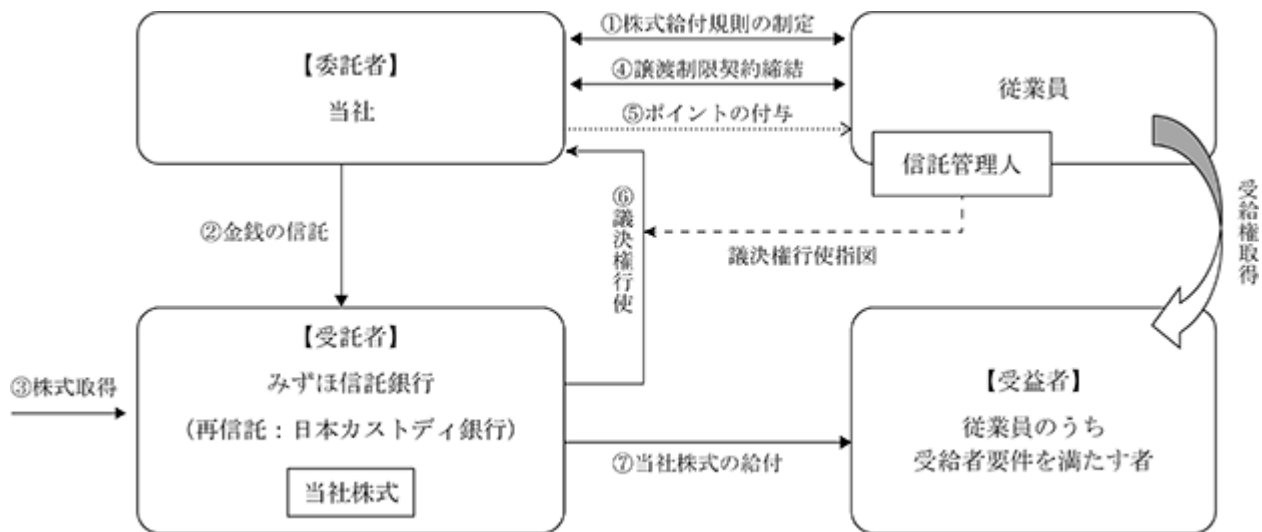
本信託が取得した当社株式は、従業員が一定の条件により受給権を取得したときに、株式給付規則に基づき給付されます。

なお、従業員がJ-ESOP-RS制度に基づき在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、J-ESOP-RS制度に基づき従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## (2) 受益者の範囲

株式給付規則に定める受益者要件を満たす者

< 株式給付信託(J-ESOP及びJ-ESOP-RS)の概要 >



当社は、本制度の導入に際し、株式給付規則を制定します。

当社は、株式給付規則に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社が発行する新株を引き受ける方法により取得します。

従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、一定の期間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

当社は、株式給付規則に基づき従業員にポイントを付与します。

本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

本信託は、従業員のうち株式給付規則に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に金銭を追加拠出することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託(J-ESOP及びJ-ESOP-RS)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、従業員の処遇と当社の株価や業績との連動性をより高めることで従業員エンゲージメントの強化を目的としております。

なお、本制度においては、「株式給付信託(J-ESOP及びJ-ESOP-RS)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結しておりますので、受託者たるみずほ信託銀行株式会社の再信託先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が割当予定先として選定されることとなります。

## d 割り当てようとする株式の数

400,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規則に基づき当社株式の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対する当社からの信託金をもって割当日において信託財産内に存在する予定である旨、追加信託日に締結する予定の株式給付信託の追加信託に関する覚書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。信託管理人が株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対して議決権行使指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。具体的には、信託管理人は各議案に対する従業員の賛否の意思を確認したうえで当該意思集約結果に基づいた指図を行い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、かかる指図に従って、議決権行使を行います。

信託管理人には、当社従業員が就任しております。また、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、株式会社日本カストディ銀行のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2025年2月7日から2025年3月6日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,226円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお発行価格1,226円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,219円に対して100.57%(小数点第3位を四捨五入)を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,127円(円未満切捨)に対して108.78%(小数点第3位を四捨五入)を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,022円(円未満切捨)に対して119.96%(小数点第3位を四捨五入)を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本第三者割当に係る発行価格は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記発行価格につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量については、株式給付規則に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026年3月末日で終了する事業年度から2035年3月末日で終了する事業年度までの10事業年度分)であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数13,510,000株に対し2.96%(小数点第3位を四捨五入、2024年9月30日現在の総議決権個数135,032個に対する割合2.96%)となりますが、本第三者割当により割当てられた当社株式は株式給付規則に従い当社従業員に給付が行われることから、流通市場への影響は軽微であります。加えて本第三者割当は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、中長期的な観点から当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

以上のことにより、流通市場への影響は軽微であり、株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本航空株式会社	東京都品川区東品川2丁目 4番11号	4,115	30.48	4,115	29.60
日本空港ビルディング株式会社	東京都大田区羽田空港3丁目 3番2号	3,309	24.51	3,309	23.80
ANAホールディングス株式会社	東京都港区東新橋1丁目5 - 2	2,471	18.30	2,471	17.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 番12号	439	3.25	839	6.03
エージーピー社員持株会	東京都大田区羽田空港1丁目 7-1	257	1.91	257	1.85
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁目4-2	124	0.93	124	0.89
STIFEL, NICHOLAUS + COMPANY, INCORPORATED SEG EBOC (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	ONE FINANCIAL PLAZA, 501 NORTH BROADWAY ST LOUIS MO 63102-2188 US (東京都新宿区新宿6丁目27 番30号)	118	0.88	118	0.85
栗原工業株式会社	大阪府大阪市北区南森町1 丁目4番24号	86	0.64	86	0.62
山田 典明	愛知県名古屋市	82	0.61	82	0.59
高塚 直樹	愛知県名古屋市	74	0.55	74	0.53
計		11,079	82.05	11,479	82.56

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2024年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に本第三者割当増資による増加分を加味した数値であります。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入した数字であります。



6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第59期事業年度)及び半期報告書(第60期中)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年3月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について変更及び追加がありました。

以下の「 . 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は、当該「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を抜粋して記載したものであり、変更及び追加箇所については\_\_\_\_罫線で示しております。

また、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出以降、本有価証券届出書提出日(2025年3月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の「 . 事業等のリスク」は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「 . 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2025年3月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(前略)

#### (2) 目標とする経営指標

当社は経過措置期間終了の2025年3月末までに、スタンダード市場の上場維持基準の適合「流通株式比率25%以上」に向けて、速やかに流通株式比率の改善ができるよう取組を進めてまいります。

前事業年度末(2024年3月31日)時点の流通株式比率につきましては23.83%でありました。本事業年度中間(2024年9月30日)現在では、23.24%であり、残り1.76%の改善が必要な状況ですが、2025年3月7日に決議した株式給付信託(J-ESOP-RS)に伴う新株式発行が実施されることにより上場維持基準を適合する予定です。

中長期的に売上高200億円を目指しており、中期経営計画期間中には売上150億円以上、営業利益率10%以上、株主資本の投資効率を示すROE10%以上を達成することに加え、事業リスクの分散化を目的に空港外の売上比率20%以上とすること、空港におけるCO2排出量に対する削減目標を2019年度対比100%以上である年間33.5万トン以上とすることを経営指標として掲げております。

前事業年度末の状況は、売上高、営業利益率、ROE、CO2排出量の削減目標に関しましては、航空需要の回復に支えられ、比較的順調に推移しました。しかしながら、成長事業への戦略投資は計画よりも遅延しており、成長事業の創出や新規事業の要となる人的資本投資、研究開発投資の進捗が出せなかったことが一つの要因となっております。これにより、手元資金や有利子負債の有効活用も実行できておらず、自己資本比率が高止まり傾向にあり、今後の改善に向けた施策の実行が必要と考えております。

(中略)

(5) 当社を取り巻く経営環境

政治的な側面(政府の方針や影響する法律・制度など)

- ・ 東京証券取引所の市場区分見直しおよびコーポレートガバナンス・コードの改訂

東京証券取引所は資本市場を通じた資金供給機能向上を目的に、2022年4月に東京証券取引所の上場制度の見直しと上場維持基準を新たに設定しました。また、世界的にコーポレートガバナンスに関心が高まる中、日本においても持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、取締役会の機能発揮、中核人材の多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への対応等のガバナンス諸課題に、企業がスピード感を持って対応することが求められるようになり、東京証券取引所により、上場会社に求められるガバナンス水準の具体的な指針が打ち出され、2021年6月に改訂コーポレートガバナンス・コードが公表されました。このように独立した上場企業としての在り方が注視される中、当社はスタンダード市場への移行を選択し、スタンダード市場のコンセプトに準じた基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットすることを重要と考え、改めて上場維持を堅持することを決定しました。2024年9月30日現在において、上場維持基準である流通株式比率は23.24%であり現時点では上場維持基準の条件は未達の状態です。なお、当社は経過措置期間終了の2025年3月末までを目標に上場維持基準を充たす計画としており、2025年3月7日に決議した株式給付信託(J-ESOP-RS)に伴う新株式発行が実施されることにより上場維持基準を適合する予定です。

- ・ 空港分野におけるCO2排出量削減に向けた取組(2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて)  
我が国は、2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを宣言(カーボンニュートラルの推進)しており、国土交通省は「空港における脱炭素に向けた取組み」を推奨しています。現在、各空港の運営会社等が空港内の脱炭素化の取組みとしての空港内車両のEV・FCV化を検討しています。  
このような中で、当社も空港分野におけるカーボンニュートラルへの取組みを推進し、企業理念のもと環境貢献に資する新たな成長ビジネスの創出を目指しています。

経済的な側面

- ・ 航空需要の著しい伸長

航空需要については、2024年12月にIATA(国際航空運送協会)より、「2025年の旅客数は52億人と初めて50億人台に達し、年間フライトは4000万回へ拡大する」と発表されており、今後も航空需要の成長が想定されています。

そのため、当社の中期経営計画策定時に想定していたコロナからの需要回復よりも、伸長率は高く、今後の当社の売上に大きく影響を与えることが予想されます。

- ・ IoT技術やAIの到来

加速化するIoT技術、AI、自動化・省人化の到来により、空港業界全体の構造にも変革の波が押し寄せてきています。当社がこれまで技術・技能を具備した人材で担ってきたエンジニアリング業務が一部代替される傾向があり、従来の契約形態へ影響を及ぼす可能性があります。

このような背景を踏まえ、当社は既存事業との関連性を基に、新たな技術価値によるサービス構築が急務であると課題の認識をしています。

- ・ EC物販市場の拡大

国内のEC物販は拡大が続き、BtoCの市場規模はこの10年で約2.5倍にまで拡大しております。これに伴い、大手ECメーカーの倉庫等の建設が進んでいます(コロナ禍でのEC市場成長の加速化)。倉庫には、マテリアルハンドリングシステムが設置されており、保守メンテナンスが必要になるものですが、これは当社が、これまで空港内にて培ってきたBHS\*の保守業務を活かすことができる技術です。

\*BHS ; Baggage Handling Systemの略称

#### 社会的な側面

##### ・ 労働力人口減少問題と物価上昇を背景とした賃上げ

労働力人口減少を背景に人材不足が深刻化していますが、コロナ後の航空・空港業界全体では特に採用力が低下しており、人材確保が困難となっている状況です。この背景には、ボラティリティが高く、また、航空会社を除くと総じて賃金水準が低位であるという忌避意識が高いと推察しています。加えて、昨今の急激に進む物価上昇を背景に、従業員の生活水準を守るため、政府も企業に対して、賃上げ要請を強めてきております。当社においても、「優秀な人材の確保・維持に向けた採用力強化」、「従業員定着率の向上」、「既存従業員の能力開発」を目的に人的資本投資という位置付けで従業員の賃金水準の引き上げを実施しております。

#### 技術的な側面

##### ・ 新技術を活用した空港運営

IoT技術等の革新により、欧州を中心にGSE機材のEV化や自動化・省人化が進んでいる状況にあり、また、日本国内においては、空港内車両のEV化、自動運転化のほか、CO2排出抑制に向けた再生可能エネルギーの活用や蓄電技術の発展など、新技術を活用した空港運営が求められています。

当社においても、外部環境の変化に適応し、革新的・先進的な技術を具備したソリューションを獲得することが急務であるため、主軸技術で強みがある「電気と機械」の技術を柱とした、自社設備・製品開発を積極的に行い、また、空港の脱炭素化に向けた各種実証試験に取り組んでおります。今期からは更なる発展に向けてリソースを優先的に配分し技術の研究開発に取り組むことを計画しています。

(後略)

#### ・ 事業等のリスク

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因は、以下に記載するとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものでありますが、全てのリスクを網羅したものではなく、災害に関するリスク等、予見しがたいリスクも存在します。

#### 動力供給事業

##### a . 航空会社の運航計画等による影響

動力供給事業の売上は、航空各社の運航便数・機種及び地上動力の利用頻度により売上に影響を及ぼす可能性があります。なお、航空会社の運航計画等に関しましては、世界的な疫病の蔓延、世界的な金融危機などにより大きく減少するリスクがあると認識しております。

##### b . 原材料費単価の変動等による影響

電力料金等、燃油費等、原材料費高騰による費用増に影響を及ぼしますが、2023年4月利用分より原材料費の変動に応じた価格転嫁を開始していることから、その影響は縮小しております。なお、原材料費の高騰に関しましては、国際紛争等に起因する地政学リスクの存在を認識しております。

##### c . 初期投資の負担等による影響

当事業は初期投資が大きく、減価償却費等の固定費が原価の相当部分を占めております。

当社の投資効果試算どおりに各空港の運航便数が伸びず、見込みどおりの利用状況が発生しない場合には、減価償却費・賃借料が負担となります。

## エンジニアリング事業

### a. 空港におけるIoT技術・AI技術導入による影響

加速化するIoT技術、AI、自動化・省人化の到来により、空港業界全体の構造も変革をしています。当社がこれまで技術・技能を具備した人材で担ってきたエンジニアリング業務が一部代替される傾向があり、従来の契約形態へ影響を及ぼし、保守業務の売上規模が縮小する可能性があります

### b. 空港会社の施設整備計画等の遅延による影響

空港の施設整備計画が当初計画どおりに進行しない場合や、お客様が設備投資を抑制または経費節減施策を強化する局面においては、業績に影響を及ぼす可能性があります。

### c. 人的資本による影響

当社は、少子高齢化に伴う生産労働人口の減少や働き方改革に伴い人材確保が難しく複雑になってきていることを認識しております。

## 商品販売事業

他社との競争が予想され、販売が計画どおりにならず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、これらリスクの存在を認識したうえで、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。

また、労働生産人口の減少に伴う人手不足の顕在化により、自動化・省人化が更に加速することも想定されますが、これを好機と捉えてビジネス機会の発掘に努めてまいります。

## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第59期事業年度)の提出日(2024年6月28日)以後、本有価証券届出書提出日(2025年3月7日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

(2024年7月11日提出の臨時報告書)

### 1 [提出理由]

当社は、2024年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 [報告内容]

#### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額405,235,950円

##### ロ 効力発生日

2024年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款一部を変更するものであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中より社長 1名を選定し、必要に応じ、会長1名、副社長、 <u>専務</u> 取締役、常務取締役若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中より社長 1名を選定することができる。

## 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、杉田武久、佐々木かをり、阿南剛、阿南優樹、山田康成、山崎有浩、平岡正明、竹山哲也及び辻佳子の9名を選任するものであります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、徳武大介及び森本浩平の2名を選任するものであります。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役として、安河内浩之、松尾慎祐の2名を選任するものであります。

## 第6号議案 取締役等に対する業績連動型金銭報酬制度導入に伴う報酬額設定の件

社外取締役を除く取締役に対し、事業年度ごとの業績目標の達成度合いに基づき、年次にて支給される業績連動型の年次金銭報酬制度を導入するものであります。

## 第7号議案 取締役等に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件

当社が2022年5月26日に策定・公表した「AGPグループ中期経営計画(2022-2025年度)」の目標達成及び当社グループの中長期的な価値創造に向けたインセンティブ報酬として、取締役に対して株式報酬を付与するもので、事後交付型譲渡制限付き株式報酬(RSU)を付与する制度を導入するものであります。

## 第8号議案 社外取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件

当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るために、業績条件が設定される事後交付型譲渡制限付き株式報酬(RSU)を付与する制度を導入するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	113,936	104	0	(注)1	可決 95.57%
第2号議案 定款一部変更の件	113,929	111	0	(注)2	可決 95.56%
第3号議案 取締役9名選任の件					
杉田武久	113,749	181	110		95.41%
佐々木かをり	113,553	487	0		95.25%
阿南剛	113,797	243	0		95.45%
阿南優樹	113,689	351	0	(注)3	95.36%
山田康成	113,753	287	0		可決 95.42%
山崎有浩	113,706	334	0		95.38%
平岡正明	113,706	334	0		95.38%
竹山哲也	113,524	516	0		95.22%
辻佳子	113,503	537	0		95.21%
第4号議案 監査役2名選任の件					
徳武大介	113,721	319	0	(注)3	可決 95.39%
森本浩平	113,733	307	0		95.40%
第5号議案 補欠監査役2名選任の件					
安河内浩之	113,763	277	0	(注)3	可決 95.42%
松尾慎祐	113,744	296	0		95.41%
第6号議案 取締役等に対する業績連動型金銭報酬制度導入に伴う報酬額設定の件	14,605	99,435	0	(注)1	否決 12.25%
第7号議案 取締役等に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件	14,110	99,930	0	(注)1	否決 11.83%
第8号議案 社外取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件	14,107	99,933	0	(注)1	否決 11.83%

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

総会前日までの事前行使分と本総会当日に出席した株主の一部の議決権の行使結果から、各議案が可決または否決されたことが明らかとなったため、本総会当日に出席したその他の株主の議決権の数は、上記(3)の表中の各議案に対する議決権の数に加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第60期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月28日

株式会社 エージーピー  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章

#### < 連結財務諸表監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージーピーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージーピー及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、連結貸借対照表に繰延税金資産を586,509千円計上しており、連結総資産の4.3%に相当する。</p> <p>また、連結財務諸表注記(税効果会計関係)に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は602,477千円であり、将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額694,071千円から評価性引当額91,593千円が控除されている。</p> <p>会社は繰延税金資産の計上に当たり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い会社分類を決定したうえで、会社分類に応じた繰延税金資産の回収可能額を見積っている。</p> <p>会社の主力事業は、動力供給事業とエンジニアリング事業である。前者は、顧客である航空会社の航空機への動力供給量等により、後者は、空港内施設の保守及び支援等のサービスの需要による影響を受ける。また、いずれの事業も国内各空港の航空機の発着便数、使用する機種及び地上動力の利用頻度等により変動する動力の供給量及び空港内施設の稼働状況の影響を受け、これらの指標は広くは国内各空港の航空旅客者数の影響を受ける。</p> <p>当連結会計年度において、国内各空港の航空旅客者数は前連結会計年度よりも回復しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の利益水準にまでは至っておらず、前年度以前に発生した会社の税務上の欠損金が残存している。かかる状況において、会社は、翌連結会計年度以降もインバウンド需要の回復と共に国内各空港の航空旅客者数が安定的に推移していくと予測している。これに関連して動力の供給量及び空港内施設の稼働状況は安定していくと予測し、将来にわたり課税所得を獲得できるという事業計画を作成している。</p> <p>会社は事業計画に基づいて、課税所得の将来の合理的な見積可能期間に係るスケジューリング可能な一時差異等について回収可能と判断して、繰延税金資産の回収可能額を算定している。注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、当該事業計画における重要な仮定は将来減算一時差異等を使用できる将来の課税所得の見積りに影響される。事業計画は、原材料価格の高騰やエンジニアリング事業に係る人件費の高騰等の影響を反映したものとなっている。またそれに対応する販売価格の転嫁に至る仮定が事業計画に反映されている。これらの仮定は電力等の価格変動による外的要因及び経営者の判断により設定されるため、不確実性を伴うものである。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価した内部統制には、将来の課税所得の見積りに用いられた事業計画の承認手続を含んでいる。</li> <li>会社分類が適切であるかどうかを検討するとともに、経営者による将来の課税所得の見積りの合理性を評価するため、経営者とディスカッションし、その基礎となる事業計画と関連する外部情報等との整合性について以下で検討した。</li> <li>事業計画を作成する前提となる外部環境要因として、国内各空港の航空旅客者数の回復の見込みが、外部の情報であるIATA(国際航空運送協会)の航空旅客者数の回復予測を基礎に、作成されていることを検討した。</li> <li>動力供給事業に係る事業計画は、各航空会社の発着便数の傾向を基に今後の電力供給機会を予測をたてていることから、当該傾向を利用可能な外部情報を基に検討し、予測が実現可能な範囲で設定されているかを検討した。</li> <li>エンジニアリング事業については、整備・施設保守業務が主たる業務であることを踏まえ、人員確保が会社の事業計画の重要な仮定となると同時に、人件費単価も費用面で重要な仮定になることを把握したうえで、会社の人員計画と整合していることを確認した。人員計画についても昨今の人材不足の状況を踏まえて、実行可能性があるかを検討した。</li> <li>会社分類に応じた繰延税金資産の回収可能額の見積りの合理性を評価するため、上記の事業計画の策定を含む仮定を把握した。当該事業計画を基に見積られた課税所得のスケジューリングが合理的であること、また、繰延税金資産の回収可能額が適切に算定されていることを確認した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エージーピーの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エージーピーが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれる「コーポレートガバナンスの状況等(3)監査の状況」に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

株式会社 エージーピー  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージーピーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージーピーの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(繰延税金資産の回収可能性)と同一内容であるため、記載を省略している。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月12日

株式会社エージーピー  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 兼 宏 章

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 居 仁 良

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージーピーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージーピー及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。